

広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第六十五号

#### 広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則

(広島県税規則の一部改正)

第一条 広島県税規則(昭和二十九年広島県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(自動車税の種別割に係る証明書の交付手続) 第五十五条 自動車税の種別割の納税義務者は、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第九十七条の二の規定によつて自動車税の種別割を滞納していないこと又は法第四十八条第一項若しくは第三項、条例第一百零三条の三第一項若しくは第二項の規定により自動車税の種別割を免除されていること若しくは滞納に係る自動車税の種別割について天災その他やむを得ない事由があることを証する証明書の交付を受けようとするときは、別記様式第八十一号による自動車税種別割納税証明書交付申請書を知事又は県税事務所長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定によつて申請した者が自動車税の種別割を滞納していない場合において、条例第二百二十二条の規定によつて当該申請者に交付する証明書又は法第四十八条第一項若しくは第三項、条例第一百零三条の三第一項若しくは第二項の規定により自動車税の種別割を免除されている場合若しくは滞納に係る自動車税の種別割について天災その他やむを得ない事由があると認められる場合において、当該申請者に交付する証明書の様式は、別記様式第八十二号による自動車税種別割納税証明書のとおりとする。</p> <p>3―6 (略)</p>	<p>(自動車税の種別割に係る証明書の交付手続) 第五十五条 自動車税の種別割の納税義務者は、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第九十七条の二の規定によつて自動車税の種別割を滞納していないこと又は法第四十八条第一項、条例第一百零三条の三第一項若しくは第二項の規定により自動車税の種別割を免除されていること若しくは滞納に係る自動車税の種別割について天災その他やむを得ない事由があることを証する証明書の交付を受けようとするときは、別記様式第八十一号による自動車税種別割納税証明書交付申請書を知事又は県税事務所長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定によつて申請した者が自動車税の種別割を滞納していない場合において、条例第二百二十二条の規定によつて当該申請者に交付する証明書又は法第四十八条第一項、条例第一百零三条の三第一項若しくは第二項の規定により自動車税の種別割を免除されている場合若しくは滞納に係る自動車税の種別割について天災その他やむを得ない事由があると認められる場合において、当該申請者に交付する証明書の様式は、別記様式第八十二号による自動車税種別割納税証明書のとおりとする。</p> <p>3―6 (略)</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第44号 (第25条関係)

(略)

法人事業税・特別法人事業税の申告書の提出期限延長の承認通知書

年 月 日付けで申請の法人事業税・特別法人事業税の申告書の提出期限の

第2項

第3項

第4項

延長については、地方税法第72条の25 (同法第72

第5項

第6項において準用する同条第2項

第7項において準用する同条第4項

条の28第2項並びに第72条の29第2項及び第6項において準用する場合を含む。)の規定により承認します。

(略)

(注) (略)

備考 (略)

改正前

様式第44号 (第25条関係)

(略)

法人事業税・特別法人事業税の申告書の提出期限延長の承認通知書

年 月 日付けで申請の法人事業税・特別法人事業税の申告書の提出期限の

第2項

第3項

第4項

延長については、地方税法第72条の25 (同法第72

第5項

第6項において準用する同条第2項

第7項において準用する同条第4項

条の28第2項において準用する場合を含む。)の規定により承認します。

(略)

(注) (略)

備考 (略)



(個人の県民税の徴収及び滞納処分の特例に係る徴収の引継ぎの事務の手続等)  
第二十三条の三 徴税吏員が、法第七百三十九条の五第三項の規定により徴収の引継ぎを受ける場合又は市町の徴税吏員に徴収の引継ぎをする場合の徴収引継書の様式は、別記様式第四十二号の五によるものとする。

2 施行令第五十七条の四の三第二項の規定による通知は、別記様式第四十二号の六による徴収の引受通知書によつてするものとする。

3 法第七百三十九条の五第二項の規定による報告は、別記様式第四十二号の六の二による徴収を引き継いだ滞納者に係る現年課税分滞納状況報告書によつてするものとする。

4 法第七百三十九条の五第七項の規定による徴収及び滞納処分の状況の通知は、別記様式第四十二号の七による徴収及び滞納処分の状況通知書によつてするものとする。

(個人の県民税の徴収及び滞納処分の特例に係る徴収の引継ぎの事務の手続等)  
第二十三条の三 徴税吏員が、法第四十八条第三項の規定により徴収の引継ぎを受ける場合又は市町の徴税吏員に徴収の引継ぎをする場合の徴収引継書の様式は、別記様式第四十二号の五によるものとする。

2 施行令第八条の四第二項の規定による通知は、別記様式第四十二号の六による徴収の引受通知書によつてするものとする。

3 法第四十八条第二項の規定による報告は、別記様式第四十二号の六の二による徴収を引き継いだ滞納者に係る現年課税分滞納状況報告書によつてするものとする。

4 法第四十八条第七項の規定による徴収及び滞納処分の状況の通知は、別記様式第四十二号の七による徴収及び滞納処分の状況通知書によつてするものとする。

別記様式第十六号の五の次に次の一様式を加える。

様式第 16 号の 5 の 6 (第 11 条関係)

預 り 証

年 月 日

(住所又は居所)

(氏名)

様

(預り場所 )

広島県総務局税務課  
(広島県 県税事務所)

職

氏 名

印

徴収猶予の申請に係る事項について調査をするため、次の物件を留め置きますので、地方税法施行令第 6 条の 9 第 1 項の規定により交付します。  
なお、この預り証は、物件の返還の際にお返しいただくことになりますので、大切に保管してください。

No.	物件の名称又は種類	数量	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

提出年月日

年 月 日

年 月 日

(返還場所 )

上記の物件について確かに返還を受けました。

氏 名

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第三十九号を次のように改める。

様式第39号（第23条関係）

払 込 書

県 税 等		個人県民税及び森林環境税				
年度		第 号				
市 区 納 町						
年度	税目	県税	市 町	徴収年月	1 現年分	
	01			年 月	2 滞繰分	
個人県民税額		A	円			
個人県民税延滞金		B	円			
森林環境税額		C	円			
森林環境税延滞金		D	円			
合 計		F	円			
広島県 県税事務所扱 領収日付印 日 計 口 円 受付店で保管してください。						

領 収 済 通 知 書

県 税 等		個人県民税及び森林環境税				
年度		第 号				
市 区 様 町						
年度	税目	県税	市 町	徴収年月	1 現年分	
	01			年 月	2 滞繰分	
個人県民税額		A	円			
個人県民税延滞金		B	円			
森林環境税額		C	円			
森林環境税延滞金		D	円			
合 計		F	円			
上記の金額は領収済につき通知します。						
広島県 県税事務所扱 領収日付印 指定金融機関 広島銀行 (取りまとめ店) (県庁支店)						

領 収 証 書

県 税 等		個人県民税及び森林環境税				
年度		第 号				
市 区 様 町						
年度	税目	県税	市 町	徴収年月	1 現年分	
	01			年 月	2 滞繰分	
個人県民税額		A	円			
個人県民税延滞金		B	円			
森林環境税額		C	円			
森林環境税延滞金		D	円			
合 計		F	円			
上記の金額を領収しました。						
広島県 県税事務所扱 領収日付印						

◎金額を訂正したものは無効です。

備考 用紙の大きさは、各片とも縦17.7センチメートル、横10.3センチメートルとする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第39号の2 (第23条関係)

(略)	
年度個人の県民税賦課報告書	
(略)	
(略)	
県民税	(略)
	当該年度の収入額となるべき課税額 (調定額) (略)
市町民税	(略)
	当該年度の収入額となるべき課税額 (調定額) (略)
(略)	
(略)	
(略)	
(注) 1—9 (略)	
10 県民税及び市町民税の「当該年度の収入額となるべき課税額 (調定額)」欄には、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令附則第4条による改正前の地方税法施行令第8条第3項による課税額 (調定額) を記入すること。	
備考 (略)	

改正前

様式第39号の2 (第23条関係)

(略)	
年度個人の県民税賦課報告書	
(略)	
(略)	
県民税	(略)
	令8条3項の当該年度の収入額となるべき課税額 (調定額) (略)
市町民税	(略)
	令8条3項の当該年度の収入額となるべき課税額 (調定額) (略)
(略)	
(略)	
(略)	
(注) 1—9 (略)	
備考 (略)	

様式第39号の3 (第23条関係)

(略)		
年度個人の県民税賦課異動報告書		
(略)		
(略)		
県 民 税	(略)	
	当該年度の収入額となるべき課税額 (調定額)	(略)
市 町 民 税	(略)	
	当該年度の収入額となるべき課税額 (調定額)	(略)
(略)		
(略)		
(注) 1—8 (略) 9 県民税及び市町民税の「当該年度の収入額となるべき課税額 (調定額)」欄には、 <u>森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令附則第4条による改正前の地方税法施行令第8条第1項による課税額 (調定額) を記入すること。</u>		
備考 (略)		

様式第39号の3 (第23条関係)

(略)		
年度個人の県民税賦課異動報告書		
(略)		
(略)		
県 民 税	(略)	
	令8条1項の当該年度の収入額となるべき課税額 (調定額)	(略)
市 町 民 税	(略)	
	令8条1項の当該年度の収入額となるべき課税額 (調定額)	(略)
(略)		
(略)		
(注) 1—8 (略)		
備考 (略)		

様式第42号の5（第23条の3関係）

(略)
徴 収 引 継 書 引 受
地方税法第739条の5第3項本文の規定により、次のとおり、個人の県民税及び個人 の市町民税に係る地方団体の徴収金並びに森林環境税に係る徴収金について、その徴収を 引き継ぎ 引き受け ます。
(略)
備考 (略)
付表 (略)

様式第42号の6（第23条の3関係）

(略)
徴 収 引 受 通 知 書
あなた（貴社）の個人の県民税及び個人の市町民税並びに森林環境税に係る滞納金額に ついて、次のとおり徴収の引受けをしたので、今後は当県税事務所において徴収します。
(略)
(注) (略)
備考 (略)

様式第42号の6の2（第23条の3関係）

(略)
徴収を引き継いだ滞納者に係る個人の県民税及び個人の市町民税並びに森林環境税の現年 課税分滞納状況報告書
地方税法第739条の5第3項の規定により徴収を引き継いでいる次の滞納者について、 現年課税分の個人の県民税及び個人の市町民税並びに森林環境税を滞納したため、地方税 法第739条の5第2項の規定によりこの滞納状況を報告する。
(略)
備考 (略)

様式第42号の5（第23条の3関係）

(略)
徴 収 引 継 書 引 受
地方税法第48条第3項本文の規定により、次のとおり、個人の県民税及び市町民税に 係る地方団体の徴収金について、その徴収を 引き継ぎ 引き受け ます。
(略)
備考 (略)
付表 (略)

様式第42号の6（第23条の3関係）

(略)
徴 収 引 受 通 知 書
あなた（貴社）の個人の県民税に係る滞納金額について、次のとおり徴収の引受けをし たので、今後は当県税事務所において徴収します。
(略)
(注) (略)
備考 (略)

様式第42号の6の2（第23条の3関係）

(略)
徴収を引き継いだ滞納者に係る個人の県民税及び市町民税の現年課税分滞納状況報告書
地方税法第48条第3項の規定により徴収を引き継いでいる次の滞納者について、現年 課税分の個人の県民税及び市町民税を滞納したため、地方税法第48条第2項の規定によ りこの滞納状況を報告する。
(略)
備考 (略)

別記様式第四十二号の七を次のように改める。

市 長 様  
町

広島県 県税事務所長

徴収及び滞納処分の状況通知書( 年度)

年 月 日から 年 月 日までにおける個人の県民税及び個人の市町民税並びに森林環境税の徴収状況を、地方税法第 739 条の 5 第 7 項の規定によつて、次のとおり通知します。

区 分	引 受 額		収 入 額	過誤納金還付 未済額		未 納 額		摘 要			
	金 額	人 員		金 額	人 員	金 額	人 員				
現 年 課 税 分	税 額	県民税、市町民税及び 森林環境税の合計額	円	人	円	人	円	人			
	加 算 金	過少申告加算金									
		不申告加算金									
		重 加 算 金									
滞 納 繰 越 分	税 額	県民税、市町民税及び 森林環境税の合計額									
	加 算 金	過少申告加算金									
		不申告加算金									
		重 加 算 金									
延 滞 金											
未納額の措置状況	区 分	財産差押中		参加差押中		交付要求中		徴収猶予中			
		金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員		
	県民税、市町民税及び 森林環境税の合計額	税 額	現年課税分	円	人	円	人	円	人		
			滞納繰越分								
		各種加算金の合計額									
		計									
	県民税、市町民税及び 森林環境税の合計額	区 分	換価の猶予中		滞納処分の停止中		調査・折衝中				
			金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員			
		税 額	現年課税分	円	人	円	人	円	人		
			滞納繰越分								
各種加算金の合計額											
計											

(注) 1 過誤納金還付未済額の欄の金額は、当該徴収受期間中の収入額のうち、期間末日現在において還付未済となつて  
る額を記入すること。

2 未納額の欄の金額は、引受額の欄の金額－(収入額－過誤納金還付未済額の欄の金額)とすること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

(広島県税事務取扱規則の一部改正)

第三条 広島県税事務取扱規則(昭和三十五年広島県規則第九十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(この規則の趣旨)</p> <p>第一条 県税、特別法人事業税及び森林環境税の賦課徴収(森林環境税については、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。))第七百三十九条の五に規定するものに限る。)に関する事務の取扱いについては、法令、条例又は他の規則(広島県会計規則(昭和三十九年広島県規則第二十九号。以下「会計規則」という。))を除く。)に別に定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(法人の県民税及び事業税の分割基準に係る修正又は決定請求に関する報告等)</p> <p>第七条の三 県税事務所長は、法第五十八条第四項又は法第七十二条の四十八の二第六項の規定による請求の必要があると認める場合は、別記様式第十号による法人県民税、事業税の分割基準に係る修正又は決定請求に関する報告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(個人の県民税等の領収)</p> <p>第二十七条 県税事務所長は、個人の県民税及び個人の市町民税並びに森林環境税に係る徴収金を徴収したときは、個人の市町民税に係る徴収金を関係市町に払い込むとともに、領収済通知書を送付して、受領証を徴さなければならない。</p> <p>2 県税事務所長は、別記様式第四百四十七号による個人の県民税及び個人の市町民税並びに森林環境税徴収金整理簿を備え付け、前項の徴収金について整理しなければならない。</p>	<p>(この規則の趣旨)</p> <p>第一条 県税及び特別法人事業税の賦課徴収に関する事務の取扱いについては、法令、条例又は他の規則(広島県会計規則(昭和三十九年広島県規則第二十九号。以下「会計規則」という。))を除く。)に別に定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(法人の県民税及び事業税の分割基準に係る修正又は決定請求に関する報告等)</p> <p>第七条の三 県税事務所長は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。))第五十八条第四項又は法第七十二条の四十八の二第六項の規定による請求の必要があると認める場合は、別記様式第十号による法人県民税、事業税の分割基準に係る修正又は決定請求に関する報告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(個人の県民税等の領収)</p> <p>第二十七条 県税事務所長は、個人県民税及び市町民税に係る徴収金を徴収したときは、市町民税に係る徴収金を関係市町に払い込むとともに、領収済通知書を送付して、受領証を徴さなければならない。</p> <p>2 県税事務所長は、別記様式第四百四十七号による個人県民税及び市町民税徴収金整理簿を備え付け、前項の徴収金について整理しなければならない。</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第14号 (第7条関係)

(略)			
年度個人の県民税賦課報告書兼調定集計書			
(略)			
県 民 税	(略)		
	当該年度の収入額となるべき課税額 (調定額)	(略)	
市 町 民 税	(略)		
	当該年度の収入額となるべき課税額 (調定額)	(略)	
(略)			
区分		(略)	
		均等割のみ の者	(略)
		計	
県 民 税 に 係 る もの	(略)		
	合計		

(注) 1 県民税及び市町民税の「当該年度の収入額となるべき課税額 (調定額)」欄には、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令附則第4条による改正前の地方税法施行令第8条第3項による課税額 (調定額) を記入すること。

2 (略)  
備考 (略)

改正前

様式第14号 (第7条関係)

(略)			
年度個人の県民税賦課報告書兼調定集計書			
(略)			
県 民 税	(略)		
	令8条3項の当該年度の収入額となるべき課税額 (調定額)	(略)	
市 町 民 税	(略)		
	令8条3項の当該年度の収入額となるべき課税額 (調定額)	(略)	
(略)			
区分		(略)	
		均等割のみ の者	(略)
		計	
県 民 税 に 係 る もの	(略)		
	合計		

(注) (略)  
備考 (略)

様式第14号の2 (第7条関係)

(略)		
年度個人県民税賦課異動報告書兼調定異動集計書		
(略)		
県民税	(略)	
	当該年度の収入額となるべき課税額 (調定額)	(略)
市町民税	(略)	
	当該年度の収入額となるべき課税額 (調定額)	(略)
(略)		
(略)		
<p>(注) 1 県民税及び市町民税の「当該年度の収入額となるべき課税額 (調定額)」欄には、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令附則第4条による改正前の地方税法施行令第8条第1項による課税額 (調定額) を記入すること。</p>		
<p>2 (略)</p>		
備考	(略)	

様式第85号 (第13条関係)

(表) (略)

(裏)

地方税法第739条の5による徴収	
	(略)
	(略)
	(略)

様式第14号の2 (第7条関係)

(略)		
年度個人県民税賦課異動報告書兼調定異動集計書		
(略)		
県民税	(略)	
	令8条1項の当該年度の収入額となるべき課税額 (調定額)	(略)
市町民税	(略)	
	令8条1項の当該年度の収入額となるべき課税額 (調定額)	(略)
(略)		
(略)		
<p>(注) (略)</p>		
備考	(略)	

様式第85号 (第13条関係)

(表) (略)

(裏)

地方税法第48条による徴収	
	(略)
	(略)
	(略)

別記様式第四百十七号を次のように改める。

様式第 147 号 (第 27 条関係)

個人の県民税及び個人の市町民税並びに森林環境税徴収金整理簿

市  
町

年月日	摘要	徴収額								個人の県民税の払込按分率 森林環境税の払込按分率	区分	払出額								残額	分任 出納員印
		税額	延滞金	過少申告加算金	不申告加算金	重加算金	滞納処分費	督促手数料	計			税額	延滞金	過少申告加算金	不申告加算金	重加算金	滞納処分費	督促手数料	計		
..		円	円	円	円	円	円	円	円	0.	県	円	円	円	円	円	円	円	円		
										0.	森 林										
										0.	市 町										
..										0.	県										
										0.	森 林										
										0.	市 町										
..										0.	県										
										0.	森 林										
										0.	市 町										

- (注) 1 現年課税分及び滞納繰越分の区分ごとに記載する。  
 2 徴収額を個人の県民税及び個人の市町民税並びに森林環境税に区分する場合には、当該徴収金に係る税額、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金（以下「税額等」という。）にそれぞれ当該按分率を乗じて個人の県民税に係る徴収金額及び森林環境税に係る徴収金額を算出し（円位未満は切り捨てる。）、徴収額の欄の税額等の額から、払出額の欄の個人の県民税及び森林環境税に係る当該徴収金額を差し引いて個人の市町民税に係る徴収金額を算出する。  
 3 毎月末日において、月計及び通計を記入する。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、令和六年一月一日から施行する。
- (旧様式による用紙に関する経過措置)
- 2 この規則による改正前の広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。